

特定教育・保育施設等の実地指導について

I 実地指導の実施について

1 実施計画(令和2年度)

実施時期 令和2年8月18日から令和2年10月20日までに実施

実施対象 認定こども園、幼稚園、保育所

※分園については、本園と併せて同日に分園分も確認。

2 実施にあたっての流れと留意事項等

(1)実施通知

指導監査の年間計画については、年度初めにお知らせする予定であり、対象となった事業所に対しておおむね1か月前までに通知します。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、予定変更となる場合があります。その場合は、電話等で日程変更等について連絡します。

(2)当日準備するもの

自主点検表を市ホームページよりダウンロードし、指導当日までに前年度の内容で作成及び点検をしてください。当日下記の書類を確認しながら指導を進めますので、指導当日、会場に準備をお願いします。

- ① 自主点検表
- ② 自主点検表内に定めている書類
- ③ その他必要書類

3 実地指導当日

関係書類等を基に、施設担当者から聞き取り及び書類の確認を実施します。実地指導担当者は運営と給付に分かれて確認をするため、可能であれば複数名で対応をお願いいたします。

4 実地指導後

(1)実地指導結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められる事項が確認された場合や給付について返還調整を要すると認められた場合は、後日文書により改善等を指導し、結果報告を求めます。なお、指摘事項がなかった場合及び口頭指導、助言のみの場合は、報告書の提出は不要となります。

(2) 指摘の種類

① 文書指摘

基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、改善のための必要な措置を取るべき旨を文書により指導します。期限内(概ね 1 か月以内)に改善状況について報告が必要です。

② 口頭指導

基準条例や関係法令等の軽微な違反が認められる場合であり、①の指導を行わずとも改善が見込まれる場合に自主的な改善又は是正を促し、次回の指導監査等の際に確認を行います。指摘事項に対する改善措置は必要ですが、改善状況についての報告は不要です。

③ 助言

基準条例や関係法令等の違反ではないですが、事業の健全な運営に資すると考えられる事項について助言を行います。努力事項であり改善義務はありません。

5 次年度に向けて

下記①から③については、特に確認をお願いします。

① 職員状況等報告について

こども家庭課発の通知を参考に、正しく記載するようお願いいたします。

(令和 2 年 2 月 6 日付弘こ発第 822 号参照)

② 加算要件について

著しく要件を満たしていないと判断される場合は、給付等について返還の可能性がります。各種加算の要件を満たしているか随時要件を確認してください。

③ 事故発生等の防止及び発生時の対応

市基準条例第 32 条第 1 項において「事故の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じなければならない」こととされており、指導監査時は基準に沿って体制が整備されているか等について確認が行われることとなりますので、国によるガイドライン等を参考にいただき、各施設の実情に応じ体制の整備を図ってくださるようお願いいたします。

(令和 2 年 10 月 12 日付弘こ発第 559 号参照)

II 令和2年度実地指導の結果について

1 施設別の実施状況等

施設種別	対象施設数	実施施設数	指摘事項有の施設数	返還あり
認定こども園	29	8	5	1
幼稚園	5	3	3	0
保育所	39	10	7	2

【内訳】 ※文書指摘と口頭指導の両方の指摘を受けた施設を含む。

	施設数
文書指摘あり	9
口頭指導あり※	12
指摘事項なし	6

2 指摘事項の内容及び件数

	文書指摘	口頭指導	合計	割合
1 基本方針	0	0	0	0%
2 利用定員に関する基準	0	0	0	0%
3 運営に関する基準	11	27	38	76.0%
4 給付に関する基準	7	5	12	24.0%
合計	18	32	50	100%

2-1 運営に関する基準の内訳

	文書指摘	口頭指導	合計	割合
1 内容及び手続の説明及び同意	4	4	8	21.1%
2 施設型給付費等の額の通知等	2	1	3	7.9%
3 勤務体制の確保等	5	5	10	26.3%
4 掲示	0	2	2	5.3%
5 秘密保持	0	9	9	23.7%
6 情報の提供	0	1	1	2.6%
7 事故発生等の防止及び発生時の対応	0	5	5	13.2%
合計	11	27	38	100%

2-2 給付に関する基準の内訳

	文書指摘	口頭指導	合計	割合
1 基本加算部分(勤務体制の確保等)	5	0	5	41.7%
2 処遇改善等加算Ⅰ	1	1	2	16.7%
3 休日保育加算	1	0	1	8.3%
4 主任保育士専任加算	0	1	1	8.3%
5 処遇改善等加算Ⅱ	0	1	1	8.3%
6 施設機能強化推進費加算	0	1	1	8.3%
7 小学校接続加算	0	0	0	0%
8 事務職員雇上費加算	0	1	1	8.3%
合 計	7	5	12	100%

3 文書指摘の内容

3-1【運営に関する基準】

項目	(1)内容及び手続の説明及び同意
現状及び 問題点	特定教育・保育の提供の開始について、利用申込者の同意を得ていることが確認できない。
是正改善 ・ 指摘事項	利用申込者から書面にて同意を得ること。
根拠等	市基準条例第 5 条第 1 項 「特定教育・保育施設の提供を開始する際の重要事項説明に係る同意書の参考様式送付について(弘前市健康こども部こども家庭課長事務連絡(令和 2 年 1 月 23 日付))」

項目	(2)施設型給付費等の額の通知等
現状及び 問題点	法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けているが、教育・保育給付認定保護者に対し、当該保護者に係る施設型給付費の額を通知していない。
是正改善 ・ 指摘事項	保護者に対して、適切に施設型給付費の額を通知すること。
根拠等	市基準条例第 14 条第 1 項 「法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について(平成 28 年 4 月 14 日付)」参照

項目	(3)勤務体制の確保(基本加算部分)
現状及び 問題点	<p>①複数の職員において、こども家庭課に報告している勤務日数・勤務時間と、勤務実態に相違があり、基準に基づく人員配置となっていない。また、非常勤職員において、週〇回系列施設において勤務している時間を、貴施設での勤務時間として報告している。</p> <p>② 主幹教諭が現在育児短時間(〇時間)勤務の雇用契約となっているが、職員状況報告では常勤□時間勤務で報告されていたため、余剰保育教諭及び加配等の報告内容に修正が必要な期間がある。</p> <p>③常勤保育教諭〇名、常勤以外の保育教諭〇名に関して、産休・育児取得期間も必要保育士数に計上されており、余剰保育教諭及び加配等の報告内容に修正が必要な期間がある。</p> <p>④常勤保育教諭〇名及び常勤以外の保育教諭〇名について、職員状況等報告に対して勤務実態が不足しており、余剰保育教諭及び加配等の報告内容に修正が必要となっている。</p>
是正改善 ・ 指摘事項	職員状況については、実際の勤務状況に基づいてこども家庭課保育係に報告し、その指示に従い適切に処理をすること。
根拠等	市基準条例第 21 条第 1 項

3-2 給付に関する基準

項目	(1)休日保育加算
現状及び 問題点	加算要件の一つとして、対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供することとなっているが、休日保育を実施した際にせんべいやクッキー等を提供したと口頭にて聞き取りしたものの、提供した記録がない。
是正改善 ・ 指摘事項	加算の要件を再確認し、要件を満たす記録の徹底を図ること。
根拠等	留意事項通知 別紙2 III 4(1)(ウ)

項目	(2)処遇改善等加算Ⅱ
現状及び 問題点	処遇改善等加算Ⅱの対象職員である専門リーダー〇人に対し、平成30年度賃金改善実績報告書に記載された賃金改善額の支給が賃金台帳等で確認できない。
是正改善 ・ 指摘事項	平成30年度賃金改善額の支給実績をこども家庭課保育係に報告し、その指示に従い適切に処理すること。
根拠等	処遇改善等VI2(2)ソ

4 口頭指導の内容

4-1 運営に関する基準

項目	(1)内容及び手続の説明及び同意
現状及び 問題点	基準条例第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないとしているが、保護者に交付している「入園のしおり」の内容が不足している。
是正改善 ・ 指摘事項	「入園のしおり」に運営規程の概要等全て明記するか、あるいは運営規程の概要等全て明記した重要事項説明書を別に作成して交付し説明を行うか、いずれかの対応をとること。
根拠等	市基準条例第5条第1項 ※市基準条例第13条及び第20条参照

項目	(2)勤務体制の確保等
現状及び 問題点	①職員状況等報告において、非常勤保育士〇名の勤務時間について、休憩時間を含めたものとなっている。 ②職員の資質の向上のために研修の機会を確保し、外部研修に参加し資料は保存されているが、研修報告書や研修資料の回覧等他職員への情報提供が確認できるような記録の保存がされていない。
是正改善 ・ 指摘事項	①常勤、非常勤職員を問わず、1日当たりの勤務時間は、休憩時間を含まない時間で記載すること。 ②研修の資料、研修報告書等や他職員への内部研修実績等の記録をすること。
根拠等	市基準条例第21条第1項及び第3項

項目	(3) 掲示
現状及び 問題点	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとしているが、重要事項の掲示がなされていない。
是正改善 ・ 指摘事項	施設の見やすい場所(玄関等)に掲示しておくこと。
根拠等	市基準条例第 23 条

項目	(4) 秘密保持
現状及び 問題点	①就業規則に秘密保持等について記載し必要な措置を講じているものの、全ての職員に対しての誓約書等による同意が確認できない。 ②小学校、その他の機関に対して教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該保護者の同意を得ておかなければならないこととしているが、保護者から個人情報の使用同意を得ていない。
是正改善 ・ 指摘事項	①全ての職員に対して誓約書等を提出させること。 ②重要事項説明書や同意書に個人情報使用に関する内容を記載して同意を得る等、適切に対応すること。
根拠等	市基準条例第 27 条第 2 項及び第 3 項

項目	(5)事故発生等の防止及び発生時の対応
現状及び 問題点	危機管理対策マニュアル(規則含む)が作成されており、その中に事故防止関連の事項も含まれているが、事故対応フロー図、事故後の再発防止対策、市や家族等へ連絡、事故防止対策研修、職員への周知等、詳細な事項が含まれていない。 またヒヤリハット対応もされていないため、日々起きている可能性のある、小さな事故防止対策が取られていない。
是正改善 ・ 指摘事項	事故発生時の対応、報告方法等が記載された事故発生防止のための指針等を整備すること。
根拠等	市基準条例第 32 条第 1～3 項 「特定教育・保育施設における事故発生時等の対応について(弘前市健康子ども部子ども家庭課通知(令和 2 年 10 月 12 日付))」

4-2 給付に関する基準

項目	(1)主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算及び施設機能強化推進費加算
現状及び 問題点	各加算の要件となっている各種事業等を複数実施あるいはいずれかを実施することとなっており、実施の状況は確認したが、毎月の実施の記録が綴として適正に整備されていない。
是正改善 ・ 指摘事項	加算の要件が定められていることから、取組内容を整理し適正に記録すること。
根拠等	留意事項通知 別紙2 VI 1(1)、3(1)、9(1)

項目	(2)処遇改善等加算 I
現状及び 問題点	非常勤職員に関して、賃金改善に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類が整理されていない。
是正改善 ・ 指摘事項	当加算に係る賃金改善に係る支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を適切に整理すること。
根拠等	留意事項通知 別紙 3Ⅲ1、処遇改善等Ⅵ1(2)ア(キ)

項目	(3)処遇改善等加算Ⅱ
現状及び 問題点	賃金改善に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類が整理されていない。
是正改善 ・ 指摘事項	当加算に係る賃金改善に係る支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を適切に整理すること。
根拠等	留意事項通知 別紙2VI 4、処遇改善等 VI 2 (2) ソ

市基準条例:弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

留意事項通知:特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成 28 年 8 月 23 日付)

処遇改善等:施設型給付費等に係る処遇改善等加算について